

仕 様 書

公益財団法人東京都中小企業振興公社
東京都知的財産総合センター

1 件 名

東京都における中小企業に対する知財支援の今後のあり方に関する調査分析業務委託

2 目 的

東京都では、平成 15 年に施行された知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）の主旨を踏まえ、都内中小企業に対し知的財産（以下、「知財」という。）に関する各種支援を行ってきたところであるが、時代が令和に変わり、社会情勢や国の施策動向が変化する中で、これまでの施策を総括し、中小企業・スタートアップ企業等に対し効果的で最適な知財に関する支援の今後のあるべき施策をまとめる必要がでてきた。東京都における中小企業に対する知財支援を主に担ってきた東京都知的財産総合センター（以下、「知財センター」という。）における事業を中心に、今後求められる知的財産に関する各種支援施策を分析・考察し、今後の方向性を取りまとめる。

3 契約方式

公募型プロポーザル方式 ※提案内容及び積算見積を基に選定

4 契約期間

契約締結日の翌日から令和 2 年 12 月 25 日（金）まで

【中間報告：令和 2 年 7 月 31 日（金）まで】

5 納入物

(1) 報告書 2 部

(2) 電子データ 1 式（報告書及びアンケート集計結果等）

・電子データのファイル形式は、Microsoft の Word、Excel、PowerPoint 形式又は必要に応じ Adobe の PDF 形式とし、媒体は CD-R 又は DVD-R とする。

(3) 提出期限：＜中間報告書提出＞令和 2 年 7 月 31 日（金）（状況報告含む）

＜最終報告書提出＞令和 2 年 12 月 25 日（金）

※アンケート集計結果等については、知財センターの求めに応じ、適宜、提出する。

6 納入場所

東京都台東区台東 1-3-5

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 東京都知的財産総合センター

7 支払条件

履行完了を確認後、請求書を受領した日から 30 日以内に指定口座へ振り込む。

8 応募要件

- (1) 東京都における平成 30・31 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目：125 市場・補償鑑定関係調査業務」で登録があり、「C」以上に格付けされている者であること。
- (2) 本委託業務に関し、十分な専門性とノウハウを有しそれらを当公社又は官公庁等に対して提供した実績を有している者であること。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

9 提案内容

(1) 東京都における施策内容の整理・課題抽出

東京都における中小企業に対する知財支援を主に担ってきた知財センターにおける各種支援事業を中心に整理する。整理に当たり、社会情勢の変化とそれに対応した国と東京都の中小企業に対する知財支援の変遷や両者の棲み分け・役割分担について考察しながら、課題の抽出や必要と考えられる施策を提示する。整理の仕方、課題の抽出方法や必要と考えられる施策及び取りまとめのイメージ等を提案すること。

(2) 施策効果の調査設計

(1) の実施内容を補完する上で必要に応じて、東京都（主に知財センター）に期待する支援内容や施策を検討するための調査項目を設計し、アンケートを実施する。現状の支援施策改善点・課題点や中小企業・スタートアップ企業が期待する支援その他想定される調査項目を提案すること。また、中小企業・スタートアップ企業等想定されるアンケートの対象企業やアンケートの実施方法、アンケート結果の取りまとめのイメージ等について提案すること。

(3) 知財関連施策の分析・考察

前記(1)(2)の結果を踏まえ、これまでの施策効果を分析する。また、今後さらに施策を有効的に実施するために、具体的な改善点や今後必要と考えられる施策なども分析する。また、分析により得られた仮説を裏付けるために、必要に応じてアンケート回答者や企業支援者その他外部有識者等への個別ヒアリングを複数実施する。分析方法や想定されるヒアリング候補先、ヒアリング項目、実施方法、ヒアリング結果の取りまとめのイメージ等を提案すること。

(4) 調査分析結果の取りまとめ

上記調査分析を通じて得られた結果を報告書にまとめ、東京都における中小企業・スタートアップ企業に対する知財支援の今後の方向性についての示唆を提示する。今後の方向性のほか、必要と考えられる施策やその優先順位等、報告書類のイメージを提案すること。また、7 月 31 日時

点での中間報告についてのイメージも併せて提案すること。

(5) 提案者の経験・能力・業務実施体制等

専門技術・スキル、組織の業務の実施体制、組織及び担当者の類似業務の提供実績を提示すること。また、工程計画とコストの考え方についても提示すること。

(6) 積算見積

見積上限額は 5,000,000 円（税込）とし、必要経費を項目ごとに詳細に積算した上で、総額を計上すること。

10 提案書類の形式

- ・ A 4 横
- ・ ページ数 50 ページ以内とする。
- ・ 8 部（原本 1 部、副本 7 部）
- ・ 提案書類には応募者名が分かるような表現をしないこと。また、提案時に提出された資料等は返却しないものとし、応募者の中から、優れた提案を行い、それを実現する能力を有すると認められる者を委託業者として選定する。なお、審査内容は非公開とする。

11 提出期限

令和 2 年 5 月 7 日（木）

※提出場所等の詳細については、指名通知の際に提供する。

12 その他

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 選定された者は、別途公社との間で業務委託契約を締結する。
- (3) 契約締結日から 10 日以内を目処に、知財センターと業務内容についての協議を完了すること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際し、業務日程及び業務内容については事前に知財センターと打ち合わせを行い、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (5) 受託者は、関係法令等を遵守し、準備作業、調査実施・運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (6) 暴力団排除に関する特約事項
別紙「暴力団等排除に関する特約条項」のとおり
- (7) 個人情報及び機密情報に関する取扱い
別紙「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」のとおり
- (8) 環境により良い自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のデ

イーゼル車規制に適合する自動車であること。

- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(9) 用紙

- ① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が容易に確認できること。

(10) 印刷インキ類

- 1 オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。

ア ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。

① ノンVOCインキ（石油系溶剤を使用しないインキ）又はリサイクル対応型UVインキ

② ②植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ

イ インキの化学安全性が確認されていること。

ウ ①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

- 2 デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。

① 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性が確認されていること。

② 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

(11) リサイクル適正

紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料（古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料）が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方式を記載すること。

(12) 印刷の各工程

印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。

(13) 契約案件の公表

（公財）東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

- ・公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

- ・公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

(14) 本仕様書の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は知財センターと協議して決定する。

13 担当部署

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 東京都知的財産総合センター

担当：井上

TEL：03-3832-3656

MAIL：s-inoue@tokyo-kosha.or.jp